

令和6年度

障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

障害者を5人以上雇用する事業所は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任することが義務付けられています。当講習では、受講された方に障害者職業生活相談員の資格を取得していただくことを目的としています。

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部では、今年度の講習を以下のとおり開催いたします。

○日程、会場：(各回とも両日9:00～17:00の予定です。)

	開催日	申込期間	会場	定員
第1回	令和6年8月29日(木) ～30日(金)	令和6年6月24日(月) ～7月12日(金)	ハートフルスクエア-G 2階 大研修室 (岐阜市橋本町1-10-23)	50
第2回	令和6年11月28日(木) ～29日(金)	令和6年9月24日(火) ～10月11日(金)		50

○受講対象者：

障害者を雇用している岐阜県内の事業所に勤務する方で、障害者職業生活相談員として選任予定、あるいはこれに準ずる方であり、過去に当講習を受講されていない方。

○受講費用： 無料

○申込方法：

※当支部HP (<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/gifu/index.html>) から、受講申込書(Excel様式)をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、当支部宛にメールでお申し込みください。

申込先 E-mail gifu-kosyo@jeed.go.jp (件名に「職業生活相談員資格認定講習申込書」と入力)

※メールに添付していただく「受講申込書」には、個人情報漏えい防止のため必ず「パスワード」を設定してください。「パスワード」は、申込書とは別のメールで送信してください。

※今年度より受講の申し込みは、メールでの受付に変わりましたのでよろしくお願いいたします。

○受講決定のお知らせについて：

- ・「受講決定通知書」または「受講不可のご連絡」を、受講日の概ね3週間前に郵送いたします。

○留意事項：

- ・受講申込者が定員を超えた場合は受講を承れない場合がありますので、予めご了承ください。
この場合においては、法令遵守の観点から受講の必要性が高い事業所(相談員の専任義務があり、有資格者のいない事業所など)を優先に受講決定を行います。
- ・より多くの事業所の方にご参加いただくため、1事業所の申し込みは原則各回1名までとさせていただきます。なお、複数名でお申し込みされた場合、定員を超えた時点で一人の参加になる可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・2日間の講習日程の全講習科目を履修された方に対して、修了証を2日目の講習終了後に会場にてお渡しします。
- ・受講にあたり手話通訳等特別な配慮が必要な場合には、受講申込書の「受講に際して必要な障害等への配慮」欄に具体的にご記入ください。

—お申し込み・お問い合わせ先—

独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構 岐阜支部 高齡・障害者業務課

〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階

TEL: 058-265-5823 / FAX: 058-266-5329 (担当: 川原、足立、神村)